

栃木市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第7項の規定による、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表いたします。

平成23年2月25日

栃木市監査委員 板倉安秀

栃木市監査委員 大武真一

記

1. 監査の実施日 平成23年2月4日
2. 監査の対象 財政援助団体（抽出）
社会福祉法人 栃木市社会福祉協議会
（旧大平町社会福祉協議会）
3. 監査の方法
あらかじめ提出を求めた関係する帳簿類、証ひょう書類について、内容調査、照合、検算等を行なうとともに、関係職員等に対する質問等により実施した。
4. 監査の結果
総括的に、補助の目的に適合した事務事業が執行され、おおむね良好なものと認められた。
以下、これを内容別にあげれば次のとおりである。

(1) 対象団体における事業の実施内容と効果について

市からの補助金は、栃木市社会福祉協議会の健全運営を図ることを目的に、交付されたものである。

当法人は、栃木市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の増進を図ることを目的として設立された団体である。

旧大平町社会福祉協議会においては、昭和41年8月18日に設立を認可され、当初町役場内に事務所を構え、その後、大平町地域福祉センターへと事務所を移転した。平成22年3月29日に栃木市・藤岡町・都賀町社会福祉協議会と合併し、新しく栃木市社会福祉協議会が設立され、旧栃木市社会福祉協議会を本所とし、旧大平町社会福祉協議会を含めそれぞれの旧町社会福祉協議会は支所として、上記の目的を達成すべく多種多様な事業を展開している。

平成21年度においては、「町民が住み慣れた地域で、生き甲斐をもって生活する地域社会の実現」を目標として、地域福祉活動の推進、ボランティアの育成と活動の推進、在宅福祉サービスの推進、広報及び啓発活動の強化、社会福祉事業の推進、総合相談活動の充実、介護保険事業及び自立支援事業の充実と推進、施設管理・経営事業、地域包括支援センター事業等に取り組んでいる。

(2) 会計経理について

平成21年度における市からの補助金20,676,000円は、人件費に対する補助が主なものであるが、補助金は確実に受け入れられており、支出においても、その目的に沿って執行されている。

なお、事業執行に伴う支出に関する諸帳簿並びに書類は符合しており、それぞれ適正に処理されていた。

(3) 指摘要望について

特になし。